

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成１０年　６月１７日（水）	開　　議	午後　１時００分
		散　　会	午後　６時１０分
場　　所	第　１　委　員　会　室		
議　　題	付　　託　　案　　件		
出　席　委　員	久末委員長、中村副委員長、前田・佐野・倉田・吹田・佐々木（政） ・阿部・高階　各委員		
説　明　員	市民・福祉・環境各部長、保健所長、保健所参事、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書　　記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に倉田・阿部両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者より報告を受ける。

「小樽市障害者計画」の策定について

○ 社会福祉課長

障害者福祉については国際障害者年を契機に各関係団体と連携を取りながら、障害者の完全参加と平等の実現に向けて種々の事業を通じ、障害者福祉の増進に努めているところである。しかし、社会環境の変化やニーズの多様化により新たな諸課題も生じている。

このことから21世紀に向け障害者の自立と社会参加の促進を図り、施策を総合的、計画的に進めるため基本構想を示すべく、「小樽市障害者計画」を策定した。

計画の策定にあたっては国の指針等に留意し、小樽市障害者計画懇話会の意見を十分反映させ行った。

(資料により説明)

○ 委員長

「遺伝子組み換え食品の広報活動について」

○ 消費生活課長

陳情第59号第2項目「遺伝子組み換え問題についての市民への広報活動を積極的に推進してください」については、平成9年3月26日開催した「市民講座」のなかで「遺伝子組み換え食品を考える」というテーマで、消費者に情報提供を行った。また、5月24日にサンモール一番街において消費者協会と共催した「ミニ消費生活展」等において、表示義務化についての署名870筆を集め、全道各地の消費者協会とともに関係機関へ要望を行った。

今後の予定としては6月下旬に開催する「くらしの講座」において「遺伝子組み換え食品について」と題して、講演会を行う予定である。

また、本年9月に第2ビル公共広場において開催予定の「消費生活展」においてもテーマの一つとして取り上げ、広く市民にPRすべく準備を進めている。

外にはパンフレットを作成すべく、その内容について検討しているところである。

○ 委員長

議案第6号「小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案」について

○ (高齢)管理課長

この条例を提案したのは身体障害者福祉法施行令等の一部改正により、ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害が、平成10年4月1日より新たに身体上の障害の対象になったことに伴い、重度心身障害者の範囲を拡大するとともに所要の改正を行うためである。

○ 委員長

請願第93号「乳幼児医療費無料化制度の拡充方等について」

○ (高齢)管理課長

本市の各種医療助成制度は道の制度が主体となっているが、現行の本市の乳幼児医療助成制度は2歳児の通院費を拡大したかたちで実施している。

なお、北海道市長会から北海道に対し拡大について要望しており、道も国に対して制度拡大についての国庫補助を要望している。

○ 委員長

陳情第74号「道道小樽石狩線と市道軍用線の丁字路における信号機等設置要請方について」

○ 交通安全対策課長

この地域については新興住宅地で人口急増地域であり、車両も増加している地域である。また、通学路でもあるがこの丁字路には横断歩道が無く、子供たちはここを横切っている状態である。

こうした状況に鑑み、交通安全や事故防止の観点から北海道公安委員会に対し、信号機または横断歩道の設置を検討されるよう要望しているところである。

○委員長

陳情第70号「青少年健全育成の法律」制定促進を求める意見書提出方について」

○(青女室)牧野主幹

青少年健全育成に関しては、道条例でも具体的に規制され、罰則も強化されてきているし、テレビの有害番組にしても放送法において規制している。

また、最近では青少年の犯罪増加をうけて政府が今年3月に設置した「次代を担う青少年について考える有識者会議」において、その提言の中で有害情報への対応として暴力シーンを受信不能にするVチップの導入の検討を求めており、政府もこれらの提言をふまえ、今後、関連審議会で協議することになっている。

○委員長

これより、一括質疑に入る。

○阿部委員

環境問題について

ごみ処理の有料化はごみの減量化に有効であるとの市長答弁があったが、なにをもって有効と考えているのか。

○(環境)三好主幹

ごみの減量化に関し、有料化が必ずしも有効ではないと考えている。

○阿部委員

有料化がごみの減量化につながっているところもあるが、ごみを減らすため自宅で焼却する人が増え、ダイオキシンなど別な問題が発生しているところもある。

有料化については慎重に考えていって欲しいと思うが、市としてはどのように考えているのか。

○(環境)三好主幹

家庭系ごみの有料化については、行革の中では中長期的な課題として位置付けている。

施設整備も大切なので、その辺りの様子を見ながら慎重に考えていきたい。

○阿部委員

我が党は以前から有料化に反対しているが、家庭系のごみを有料化する前に、事業系のごみに対する規制を強化すべきである。

乳幼児医療の無料化について

市では2歳児の通院まで対象にしているが、制度の内容を詳しく示せ。

○(高齢)管理課長

健康保険に加入している市内に住む乳幼児を対象としている。道の施策と併せてだが入院はゼロ歳から5歳、通院はゼロ歳から2歳までとしている。助成額は医療費総額から保険給付を除いた額を助成している。

○阿部委員

札幌市や余市町など他市町村の状況を示せ。

○(高齢)管理課長

道内34市の状況では道の施策(入院0～5歳、通院0～1歳)と一致しているのが札幌、夕張、美唄、根室の4市あり、本市と同じ状況が27市ある。

後志管内については１９町村中、本市と同じ状況なのが６町村あり、余市町もこのなかに含まれている。

○阿部委員

請願にも謳われているように、理想の子ども数は３人という人が多いが、実際は育児にお金がかかりそんなに育てられないため子どもの数は減っている。

そうした観点からも、乳幼児医療の無料化は人口減に歯止めをかける重要な施策になってくと思うが、このことについてはどう考えているのか。

○(高齢)管理課長

本市の乳幼児医療対策は、人口対策の一環の「子育て支援」として位置付けられている。現在の道の施策も、全国的にみると遅れを取っているものではないので、本市の財政状況も考え合わせ、当面は道の施策に則って行っていきたいと考えている。

○阿部委員

現在起きている環境問題や食品問題により、今後さらに乳幼児が病院にかかるケースも増えてくると考えられる。

今後も道の施策に準じて行うというが、市独自の拡充については考えられないのか。

○福祉部長

少子化については人口対策として要因・原因を調べなければならないと考えている。

経済的なことが理由なのであれば、乳幼児医療の無料化も大きな問題であると思うが、１歳拡大した場合でもかなりの額を要すると試算されており、また、このことだけを行えば良いのかという問題もある。

引き続きこの問題のついては検討していきたい。

○阿部委員

これからの小樽を背負って立つ子供たちにとって大きな問題なので、ぜひ、前向きに考えて欲しい。

介護保険について

特別養護老人ホームがあと３０床で目標達成というが、待機者は２００人いるという現状を質問したら、市長は「在宅での待機者はあと１８人である」ということを強調していたが、入院している人や老健施設に入っている人についてはどうするつもりなのか。

○高齢福祉課長

在宅の特養待機者は現在１８名おり、そうした人達はホームヘルパーやデイサービスセンター、デイケア、ショートステイ等を利用し、日常生活をしのいでいる状況である。

老健施設や病院に入っている人への対応だが、現実に施設が不足している状況であるので、他の施設でその目的に合い、対応してもらえるのであればそのなかで対応して欲しいというのが現状である。

平成１２年から始まる介護保険制度での従前の福祉の施設と老健施設、さらには療養型病床群といった医療と保健の一体となった施設サービスが必要な人の支援をしていくという仕組みになっている。今年度、実態調査を行うとそのあたりの需要量が具体的に見えてくるので、それを見据えて新たな計画の中で目標量を設定し、整理していきたいと考えている。

○阿部委員

特養に入れると介護認定を受けても、受け皿となる施設が不足しているため入所できない人も出てくると思うが、そうした人達への対応はどう考えているのか。

○高齢福祉課長

政省令がまだ出ていないので詳しいことは分からないが、制度が導入されると、施設サービスについては医療、福祉をまたがったサービスとして一体的な整備がされるという流れになっている。

指摘の、病院にいたることができなくなった人達への対応について国は、在宅サービスを一層充実させることで対

応したいとしており、本市としても実態調査を踏まえ、需要量が出た段階でそれに見合った整備を進めていきたいと考えている。

○阿部委員

ホームヘルパーの目標は118人であるが、現在はまだ目標に達成していない状況にある。必要があれば増員するというが今年度は増員していない。今後も必要が無い限り増員しないのか、それとも目標年度である来年度には達成する考えなのか。

○高齢福祉課長

現在の考えとしてはヘルパーの需要に対応して整備を進めていきたいと考えている。

今年度からヘルパーに対する補助方式が変わり、実際にヘルパーが活動した時間に対する補助ということになり、同じ状況で比較すると試算では新たに約5,000万円の一般財源がかかる。デイサービスセンターの設置には約2億円かかるが、この4分の3が補助金で入ってくるので、5,000万円とはデイサービスセンターを一箇所建設するくらいの費用となる。そのため、より実態に合わせて需要に応じたヘルパーの増員をしていきたいと考えている。

○阿部委員

介護保険についても乳幼児医療についても国の動きをみてという答弁が多いが、小樽市独自の施策を持ち、進めていくことが大切と思うがどうか。

○福祉部長

介護保険の導入については社会保障制度の根底から変わるものであり、施設整備の面などまだまだ多くの課題がある。そうした中、小樽市独自の施策を示すのは難しい状況にある。

現在は老人保健福祉計画の目標を達成することと、市民のニーズを的確に把握することが重要であると考えている。

○阿部委員

介護保険の実態が明らかになってくれば、市としてもいろいろ対応していかなければならない問題が出てくると思う。そうした状況を早く把握し、対応して欲しい。

○高階委員

小樽市障害者計画について

この策定には1年間の期間をかけ、16団体の意見を聞き行ったというが、関係者の意見は十分に聞き行ったものと理解して良いか。

○社会福祉課長

平成7年度に実態調査を行い、懇話会等の意見を聞き十分、きめ細かく計画策定に生かした。

○高階委員

計画期間は10年となっているが、昨今の経済情勢の変化から計画以外のことも対応しなければならないことも出てくると思うので、計画にとらわれることなく柔軟に対応してほしい。

目標値については文章で示しているものが多いが中には数値で示しているものもある。

計画としては具体的に数値目標を示すべきと思うが、このことについてはどう考えているのか。

○社会福祉課長

理想としては全ての項目について目標数値を掲げたいと考えたが、財政上の問題など先行きの見えない情勢でもあり、できるだけ行うということで施設サービスについて示した。他のものについては難しい問題もあり、努力目標として文章的表现とした。

○高階委員

資金計画は示されていないが、このことについてはどう考えているのか。

○社会福祉課長

国や道では数値的なものもあげているが、予算担保や財源の担保が無い状況である。

具体的なものについては今後、21世紀プランに基づく実施計画の中に盛り込んでいきたい。

○高階委員

中身を見ると福祉部だけではなく、保健所や市民部、経済部にも関わってくる内容があるが、庁内体制についてはどのようにして進めていくのか。

○社会福祉課長

この策定にあたっては部長職からなる検討委員会と課長職からなる検討部会を設け行ってきた。今後についてもそうした検討部会等で進行管理をしていきたい。

外部的には意見を聞く会を年に1～2回開き、今後の計画推進に努めたい。

○高階委員

「福祉のまちづくり条例の制定」とあるが、これは具体的にはどのようなものか。

○社会福祉課長

現在、道で公共施設などハード部分で基準を設け、今後のバリアフリー化に努めている。その状況を見ながら、ハード、ソフト両面について検討し、小樽の実態にあったまちづくり条例を制定したいと考えている。

○高階委員

国などでせっかくつくられたこうした計画についても、現在の財政状況により内閣は目標値をカットしている。

こうした動きに対し、どう考えているのか。

○社会福祉課長

新聞報道で承知している程度で、詳細には分からないが、本市においてはこのプランを一つの指針として、今後の障害者福祉行政について計画を実現すべく努力をしたい。

○高階委員

国の動きに押し返されることの無いよう努力して欲しい。

障害のある市民からの相談だが、運河の付近の寿司店で道路に車を止め店に入ろうとしたが、道路であるにもかかわらず店の専用駐車場なので車を止めないように言われたという。

これは一例であるが、障害者は駐車禁止とは別に車を止めれることになっているが、こうした苦情に対して市はどのように対応するのか。

○社会福祉課長

障害者は障害の等級により、公安委員会に申請すると駐車証が交付される。

市民の障害者に対する意識の軽薄さに起因する問題であると思うので、今後、同計画により障害者に対する市民の認識の啓発について積極的に行っていきたい。

○高階委員

一般の道路を自分の駐車場代わりに使用すること自体問題であるので、そうした切実な市民の声にも十分対応して欲しい。

少子化対策について

この問題は将来に大きな影響のあることなので、早急に手立てを打つことが必要と思うが、将来、どのような影響が出ると考えているのか。

○児童家庭課長

このまま出生数が現状のまま推移すると総人口が減少し、高齢人口が増加する反面、生産年齢人口の減少にもつながる。

また、若年労働力の減少につながることも社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大が懸念されるところである。

○高階委員

こうした状況が続くと、予備校や自動車産業など若者を対象とした商売は全て成り立たなくなるとも言われている。

国としてもことの重大さが分かってきたところであるが、市としてはこの原因は何であり、対策についてはどう考えているのか。

○児童家庭課長

少子化の最大の原因としては未婚率が高くなっていることと、晩婚化が進んでいるということである。

その背景としては男性型社会のなかで妻への育児に対する負担が増大しており、結婚に対する期待感や育児に対する夢が無くなってきているということである。

解決策として国としては、エンゼルプランを策定し、市町村も同様の計画を作り子育て支援に努めるよう指導している。

両親が子どもを育てるというのが原則であるが、本市としてもエンゼルプランに基づき社会全体で子育て支援を行っていくということが大事であると考えている。

○高階委員

厚生省の調査によると、圧倒的に子どもの教育にかかる経済的負担が原因であるとしている。こうした部分の解決がなされなければエンゼルプランができたからといって根本的な解決にはつながらないと思う。

乳幼児医療に対する助成も大事な子育て支援である。道の制度だけではなく、市が積極的に上乗せを行うことも必要な時期に来ている。

市として独自の上乗せは考えられないというが、ことの重大さに鑑み、積極的に考えてみて欲しいがどうか。

○福祉部長

子育て支援の観点からは、保育サービスの充実や女性の働く環境の整備、また、指摘のように乳幼児医療の問題などについても行政として考えていかなければならないと思っている。

エンゼルプランの中には、社会全体で取り組むべき課題を整理した中で、子どもを生み育てやすい環境をつくるという理念で行っている。

いずれにしても社会情勢がこういった状況であるので、時間はかかるが大きな課題として検討していきたい。

○高階委員

差し迫った問題なので早急に取り組んで欲しい。

ダイオキシンについて

以前の質問で、「焼却灰を伍助沢に埋めて危険はないのか」という問いに対し、「基準の範囲内なので問題はない」という答弁があったが、「基準の範囲内」ということだけではなく具体的裏付けを示して欲しいがどうか。

○清掃センター所長

ダイオキシン類の数値については平成9年11月現在で1号炉が1.3ng、2号炉が1.4ngであり、現在の厚生省の暫定基準である80ngを下回っている。

この基準が平成14年12月1日から1.0以下になる。したがって現状は、現在の基準を大きく下回っており、新しい基準にも近付いているので、今後も1.0にするよう焼却方法や設備の改善を図っていきたい。

○高階委員

天神の焼却場での測定方法を示せ。

○清掃センター所長

これは厚生省の標準測定のマニュアルがあり、排ガスを調査している。

○高階委員

焼却灰の調査は行っていないのか。

○清掃センター所長

国のマニュアルでは焼却灰に対する検査は指導されていない。排ガスと共に飛灰については調査している。

○廃棄物処理場長

廃棄物処理場のダイオキシン類に係る水質検査については、平成9年1月に厚生省からガイドラインが示されており、それによるとSS濃度が12mg/lとなっている。

本年4月12日に測定した数値では、4.4mg/l、5月21日には1.0mg/lという状況になっている。

○高階委員

茨城県でダイオキシンが問題になったケースは焼却灰を調べたのか、水を調べたのか。

○清掃センター所長

土壌を調べたものであったと思う。

○高階委員

厚生省の基準で調べなければならないものは水とガスだけなのか。

○清掃センター所長

焼却場では排ガスとなっている。

○高階委員

調べる業者はどのような業者か。

○(環境)管理課長

天神の焼却場については、平成9年8月に鋼管計測(株)が行っている。

○高階委員

新聞報道によるとダイオキシン測定業者の談合の記事があった。この業者はその中に入っていたのか。また、談合の中身はどのようなものであったのか。

○(環境)管理課長

鋼管計測(株)は新聞報道にあった研究会の一員である。

談合の中身については承知していない。

○高階委員

調査は定期的に行うと思うが、調査回数を増やすことや、調査方法もきめ細かくし、実態が把握できるように改善してほしい。

○倉田委員

保健婦の訪問指導事業について

国保の安定化計画の中に保健婦による訪問指導事業があるが、何件くらい訪問指導が必要な世帯があるか市民部で把握しているか。

○保険年金課長

毎年、国保連合会から重複受診をしている人のリストが出てくる。8年度については700件ほどのリストが出ており、その中で成人病の関係をピックアップし、その部分について保健所に渡し、訪問指導を依頼している。

40歳から69歳を対象とし、9年度では60件程となっている。

○倉田委員

保健所では依頼のあったものについては全部訪問指導を行うのか。

○(保)藤井主幹

保健婦は現在18人いるが、連絡を取り合い、市民部から連絡を受けたものについては通常の訪問指導に含め行っている。

○倉田委員

一人の保健婦が何件くらいの世帯を担当しているのか。

○(保)藤井主幹

保健婦は18名いるが、係長以上は特定のケースに絞って行っており、訪問指導は15人で行っている。件数については地区により個人差がある。

○倉田委員

平均で1人あたり何世帯位か。

○(保)藤井主幹

訪問回数は患者の様態等により増えることもあるので、ケースバイケースであるが、件数としては70～80世帯くらいである。

○倉田委員

訪問指導を行う際の交通手段は何か。

○(保)藤井主幹

基本は路線バスを利用している。また、保健所には公用車が1台あるので、送りにはこれを用いることもある。緊急時にはタクシーを使用している。

○倉田委員

1件の訪問指導に要する時間は平均でどのくらいか。

○(保)藤井主幹

平均的には40分から1時間みているが、寝たきりの人の家族指導等については1時間30分から2時間要しており、訪問件数がなかなか伸びない状況にある。

○倉田委員

現在のかたちは効率的ではない。今後、訪問件数が増加することも予想されるので、財政部や福祉部で導入したような職員が運転できる公用車を配置すべきと思うがどうか。

○保健所次長

職員が公用車を運転することについては試行的に3課で行っている。これが庁内全体に広がれば保健所としても導入することはできると思うが、今後、市全体の動きを見ていきたい。

○倉田委員

訪問指導は病気の予防という観点からも重要な仕事であるので、そのような消極的な考えではなく積極的に導入することを検討して欲しい。

在宅介護支援センターについて

相談件数はどのくらいあるのか。

○高齢福祉課長

9年度では、望海荘が302件、はまなすが307件、はるが226件、計835件である。

○倉田委員

センターの職員の話では、在宅介護のメニューが非常に乏しいため相談に来た人の力になれないと嘆いている。

ホームヘルパーについても、市では数が足りているため増員しないというが、実際に数は十分ではなく、聞く話では以前週に2回来ていたのが現在は1回に減らされて困っているという。

利用者は困っているが、こうした決定は誰が行うのか。

○高齡福祉課長

メニューが乏しいというが、現在老人保健福祉計画により順次整備を進めており、在宅サービスでは

項 目	8年度実績	9年度実績	対前年比伸び率
ホームヘルパ	375世帯	424世帯	13.0%
デイサービスセンター	4,259人	8,351人	98.2%
ショートステイ	1,921日	4,383日	128.2%

と利用も伸びている。

支援センターの職員がメニューが乏しいといった話については、その人が相談者に親身になり考えていることから、現在の公的サービスに対する制度の枠組みに対し不満が出たものと受け止めている。

ヘルパーの訪問については申請を受けてから、市の職員とチーフヘルパーが訪問し、在宅生活の状況等を調査し、どういった支援が必要かを見て決定している。

希望があるから行くという制度ではなく、その人にどの程度の介護が必要かによって回数を決めるので理解して欲しい。

○倉田委員

支援センターでは週に2回の訪問にしたいが、市が了解しないので1回しか訪問できないと話していた。本人は自立を希望しているが、市のサービスが乏しいのでそれを勧める事ができないとも嘆いていた。

国の制度はあるのかも知れないが、市としてもっと柔軟に対応し、血の通った福祉を行って欲しいがどうか。

○高齡福祉課長

公的サービスについては市が判断している。判断にあたっては国の基準を基本としているが、そのなかでも弾力性をもって対応している。

市としては、統括的に全体を見た上で「公平」という観点から判断しているので、このケースについては状況が変わったので2回から1回に変更している。

このあたりを理解して欲しい。

○倉田委員

国保の安定化計画の中では「在宅ケアの推進」「ホームヘルパーの増員」などが挙げられており、その環境整備に向け老人保健福祉計画と連携を図るとあるが、市民部から福祉部へ働きかけは行っているのか。

○保険年金課長

安定化計画策定にあたっては国保庁内連絡会議において、市民部、福祉部、保健所が一体となり、総合調整を行っている。

○倉田委員

調整を図っているというが、福祉のほうの調整ばかり行っていては一向に安定化計画がはかどらないと思うがどうか。

○保険年金課長

福祉部としては老人保健福祉計画という目標があり、市民部としては基本的に医療費の適正化を進めている。

保険者としての必要性については、ホームヘルパーの数や保健婦の数について話として出している。

○倉田委員

そういう出された話に対して、福祉部としては聞くだけで一向に進展はないのか。

○福祉部長

老人保健福祉計画の進捗状況については随時、報告しており、連携を図っている。

在宅介護支援センターについては市内に3箇所あり、それぞれの地域で特色があると思う。2回から1回に回数を変更したケースについては具体的内容は承知していないが職員を派遣した上で決めており、十分理解を得た上で進めていると考えている。血の通っていない福祉とは考えていない。

○倉田委員

小樽市として福祉の理念があるのか、老人が自立するということがどういうことか理解しているのか疑問を感じる。

それを理解するためにも市職員は老健施設や特養の生活を見たり、老人を抱える家族との話し合いを持つべきである。

小樽の福祉は本当に冷たく、血が通っていない。

介護保険について

痴呆性老人のグループホームも在宅サービスの選択肢に入っているが、小樽市には無い。このため、利用者のサービスの選択肢が狭くなるがこのことについてはどう考えているのか。

○高齢福祉課長

これについては指摘のように介護保険のメニューの一つとなっている。このモデル事業も昨年始まったばかりであり、全国で40箇所行っている状況にある。

介護保険の導入にあたってはモデル事業の状況も見ながら、こうしたことも念頭に置き保健所と協議し、検討していきたい。

○倉田委員

介護保険の施設サービスで老人性痴呆疾患療養病棟というのがありますが、これはどのようなものか。

○高齢福祉課長

精神症状や高度異常が著しい痴呆の患者を見る病棟と位置付けられており、一定の病院の中に設けられるものと考えている。

○倉田委員

希望する病院は全て行えるのか。

○高齢福祉課長

これについては経過措置があり、現在、保険医療機関として登録されていると、そのまま見なされる事になっている。

新たなものについては医療法上の指定を受ければ、介護保険上の指定になると理解している。

○倉田委員

痴呆に対する検診について

病気の予防、早期発見・早期治療のためガン検診など各種検診が行われているが、痴呆についても早期発見・早期治療を行うことにより進行を遅らすことができるという本を読んだ。

このことについてはどう考えているのか。

○保健所長

1990年代に入り、痴呆を早期に発見することによってかなり良くなるとは聞いている。

○倉田委員

痴呆に関する検診についてはどのような流れになっているのか。

○保健所長

そうした考え方を受け、日本医師会では痴呆に対する認識を高める動きがある。しかし検診についてはなかなか良いテストが無いことや専門の医院が少ないことがあり、難しい状況にある。

○倉田委員

この金子満雄氏の本によると、道内でも栗山町では6年前から神経心理テストやかなひろいテスト等を行い、大きな効果をあげていると紹介されていた。

栗山は小さな町であり、また福祉に力を入れている町ではあるが、小樽市で行えるかどうかはやる気の問題であると思う。

効果があるのであれば、積極的に行うべきではないのか。

○保健所長

期待の持てる方法であるとは押さえている。しかし、本市ですぐにおこなうことについて

期待の持てる方法であるとは押さえている。しかし、本市ですぐにおこなうことについては問題もあるので、即実現とはならない。

医師会としても関心を持っているので、将来的にはその方向で進んでいくものと思っている。

○倉田委員

医師会がその方向で進んでいくのは良いことだが、その前にまず行政として、遺伝子相談を行っているように希望者だけにでも行っていくべきではないのか。

○保健所長

痴呆に関し保健所に相談があることもあるが、それはよくよく困ってからなので、行政が痴呆相談を行うより、現在社協にあるぼけ老人を支える家族の会が一生懸命活動しているので、保健所としてもそちらに保健福祉相談員や保健婦を派遣し、支えるかたちで進めていき、輪を広げていくのが一番良い方法ではないかと考えている。

○倉田委員

よくよく困ってからでは遅すぎる。そうなってからでは治療法も無くなってしまう。

保健所としてやらなければならないことは、ぼけ老人の家族を支える会を支えることではなく、痴呆に対する研究を行い、ガン検診と同じくらいのレベルまで痴呆に対する検診を持っていくことである。

他の自治体では実際に行っているところもあるので、保健所としてこれを進めていく考えはないのか。

○保健所長

指摘のことは理解するが、現実問題として痴呆に関するテスト等が進歩している中で、保健所として何をすべきかを考えている。

保健所としても在宅介護支援センターからや、保健婦の訪問指導の際等には痴呆に関する相談を受けており、その外に支える会を支えている状況である。また、市民に対しても痴呆に対する理解を深めるよう啓発活動を積極的に行っていこうと考えている。

そうしたなかで、直ちに保健所で痴呆に関する勉強をし、テストを行ったところでその結果を知らせるだけでは意味が無い。

近い将来、老人の検診の中に痴呆に関する簡単な項目を入れる時代が来ると思うが、現時点ではそこまで考えていない。

○倉田委員

非常に消極的な答えである。実際に行っている自治体の話を聞き、取り組むべきである。

痴呆のテストを行い、結果が分かってもしどうしようもないという発言は医師としていかがかと思うがどうか。

○保健所長

これから、共に痴呆について勉強していきたい。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○佐野委員

継続審査中の陳情・請願等について

朝里・新光地域に多目的集会所の設置方について、これは前総合計画でも市内2箇所のうち、1箇所は東南地区に建設するとしていたが、この計画、方向性はどうなっているのか。

国立療養所小樽病院の看護婦の2交替制勤務の導入の中止を求める意見書提出方について、現在はこの2交替制が定着しているのか。また、患者との関係で何か問題はあったのか。

O-157対策のために市施設の手洗い場の早急な見直し方について、最近O-157も大分下火になってきているが、市としては手洗い場に対してどのような見直しを行ってきたのか。

付託案件ではないが、本年2月ころに、望洋台地区の一部住民から放課後児童健全育成に関する陳情が市に寄せられており、当時、市民部長から「来年度の開設を目指す」という発言があったが、この件についてはどうなっているのか。

○市民部長

現在、稲北に建設中であり、来年度オープンの手配であるが、財政状況の厳しい折であり、次の計画を示すにはしばらく時間をもらい検討したい。

しかし、現計画にはないが、前計画では中央地区と東南地区に建設すると位置付けていたので前計画との整合性、行政の継続性を考えると東南地区は有力な選択肢である。

○(保)総務課長

昨年からの結核病棟で実施しているが、その後、問題があるという話は特に聞いていない。順調にいったいるものと考えている。

○保健所長

この陳情は市の施設の見直しということで、非常に多いため保健所として言う立場にはないが、厚生省や文部省が推奨している方向に少しずつでも向かって欲しいと思っている。

○(青女室)牧野主幹

住民の要望を受け、開設の方向で検討しているが、現在、望洋台小学校には余裕教室が無いので、場所について検討をしている。

都市開発所有のタウンセンターやウィング(コミュニティセンター)について現地を見て検討したが、面積等の関係で難しい状況にある。

現在、町内会館の建設に向け期成会ができていますので、その建設される会館の中で場所を確保してもらえるか協議中であり、確保できれば開設したいと考えています。

○佐野委員

小樽市障害者計画について

この計画の構成は、現状を踏まえ今後の方向性を出している。読んでみて分かりやすいが、その半面、分かっていることばかりで目新しさが無い。

決意ややる気が大事であると思うが、策定にあたっての認識を示せ。

○福祉部長

現在まで市にはこうした障害者に対する総合的な理念や方向性を示す計画が無かったので、その意味では今後、

行政を推進していくための指針になると考えている。

課題としては予算の裏付けが取れていないことや、国・道の施策がはっきりしない中で策定しているので数値目標の実現性などが挙げられる。また、策定にあたっては障害者の意見を聞く会の意見を聞き行っただが、完全にそのことが反映しているかということもあるので、このことについては今後も引き続き団体の意見を聞き、指針の実現に向け努力したい。

障害者を取り巻く環境には変化があるので、１０年の計画期間ではあるが、中間で見直しを行うことも視野にいれ進めていきたい。

○佐野委員

国・道の上位計画や２１世紀プランとの整合性はどうか。

○社会福祉課長

今回の計画は国の障害者計画策定指針を参考に、独自に策定したものである。国については「障害者対策に関する新長期計画」があるが、これは８つの柱で２２項目の基本理念からなっている。

道においても「障害者に関する北海道総合計画」があり、４つの柱で２１項目の計画のかたちになっている。

これらを参考にし、小樽の実態に合わせて今回の計画の策定にあっている。

２１世紀プランとの整合性については、総合計画では基本計画と実施計画があるが、障害者計画については実施計画において具体的に実施していきたい。

○佐野委員

国の指針は５年前に作られたものであり、小樽は５年遅れてそれを参考に計画を策定している。

答弁の中では「小樽らしさ」「小樽の実態に合わせ」という言葉がよく出るが、どの部分が特徴で、どこが優れていて、どこが具体的に示しているかということが明確に示されている中身でなくてはならない。そしてそれを２１世紀プランや実施計画に盛り込んでいかなければ意味が無い。

今後の方向性についてはどうしていこうと考えているのか。

○福祉部長

計画策定にあたって小樽らしさをどう盛り込むかが難しい点であったが、策定に先立ち平成７年に実態調査を行っているため、その結果を踏まえ施設整備についての目標数値を掲げており、この辺りが小樽の実態に合わせた計画となっている。

財源的な裏付けが無いため、今後、道の計画などの動向を見ながら、関係団体等の意見を聞き目標の達成に向け、努力していきたい。

○佐野委員

計画項目の中に「理解と交流の促進」とあり、具体的には小樽市社会福祉協議会の地域啓発活動事業が挙げられているが、これはどのような内容のものなのか。

町内会に回覧板で図書の手配をしているものをよく見るが、このことか。

○社会福祉課長

後段で言っているのは身障者福祉センターで行っている事業であり、この関係の収益は平成９年度で１４万円程度となっている。

地域啓発活動とは市の委託事業や社協の独自事業があるが、地域ふれあい相談所の開設、ふれあい入浴、給食サービス、除雪サービスなどのことである。

○佐野委員

本市には見舞金支給条例があるが、対象者数を数えると身障者、知的障害、精神障害を合わせると８，００３人の障害者があり、特定疾患については国指定が６６８人、道指定が１，１１３人、計１，７８１人いる。

見舞金の支給者数と支給総額を示せ。

○社会福祉課長

8年度決算で、1、2級の身体障害者と特定患者を合わせて4,211名おり、総額は2,112万8,000円である。

○佐野委員

対象者の内訳を示せ。

○社会福祉課長

身障1級が1,429名、2級が1,219名、特定疾患が1,563名である。

○佐野委員

この計画では特定疾患が1,781名となっており人数が合わない。

内容を精査して後日報告して欲しい。

○社会福祉課長

後日報告する。

○佐野委員

障害者にとって一番大事なことは自立そしてノーマライゼーションである。この意味から雇用や就労の場の確保は重要な問題である。

この度、障害者が自らの自立を目指し、障害者自立支援センターが福祉葬儀社を設立したが、この内容については掌握しているか。

○社会福祉課長

新聞報道で承知している内容だが、設立趣旨としては障害者の雇用機会を増やすことを目的に設立したものと聞いている。

内容としては当面、札幌市内の葬儀業者の協力を得て、将来的には会社組織に発展したいと考えているようである。

方法としては個人、法人から入会金をもらい、葬儀の際は祭壇料を4割から6割引きで行うというものである。

葬儀業は小樽では競争が激しいので、今後どうなるのかとは思っている。

○佐野委員

いろいろ難しい面はあろうかと思うが、今後、福祉部としても関心を持ち、何らかの形で関わり合いを持ち、接触していくべきと思うがどうか。

平成6年にハートビル法が制定されているが、築港ヤードに新たに建設されている建物はこの法の精神を生かし、障害者に配慮した建物になっているのか。

この関係について福祉部として働きかけは行ったのか。

○福祉部長

指摘のように障害者の自立、社会参加という観点では大変意義のあるものである。しかし、商いのことなのでそのことも視野にいれ、関係者の意見も聞いていきたい。

ハートビル法は公益上の建物に関する規定であり、建築行政の指導の分野のものである。指摘の内容は理解するが同法の範囲は狭いので、福祉部としては直接関与していない。

○前田委員

桃内の一般廃棄物処理施設について

現在の進捗状況を示せ。

○(環境)副参事

今年度については町会の了解を得、５月から着工している。

工事の状況に関しては、今日現在、防災工事の関係、搬入道路の関係として法面の張り芝、吹き付け等を行っている。

進捗率としては平成９年度で平均１０％、１０年度については平均７０％程度の進捗率にしたいと考えている。

○前田委員

工事に関し、付近住民から苦情や新たな要望などは出ていないのか。

○(環境)副参事

地域要望については平成７年に出て、その後町会役員の人と相談しながら進めている。

要望は２３項目あり、うち町会からの要望が上がった後に出されたものは３件である。これらの内容については今年度も１項目づつ再度町内会の役員と協議している。

最近、要望は新たに出されていないが、あれば言ってほしいと町会には伝えている。

苦情については、４月９日に町会の説明会を行い、１０年度の工事内容について説明し工事中に何かあれば、すぐに言ってほしいと言ったが今のところまだ来ていない。

○前田委員

廃棄物処理施設の設置基準が強化されると聞くと、その内容を示せ。

○環境部長

昨年の国会で法律改正を行った。改正の施行については３段階に分けて施行することとしており、一部は昨年１２月に施行している。第２段階は今日施行している。第３段階は今年の秋以降と聞いている。

この中で、廃棄物処理に関しては何項目もあり、許可の手続、維持管理、ＰＣＢ等について規定している部分の政省令が今日施行している。

○前田委員

桃内の処理場はこの基準に合致しているのか。

○環境部長

例えば二重シートについては今回の基準に入っているが、既に補助を受けるための補助基準に入っているので基準は満たしている。

○前田委員

二重シートについては聞いているが、その他の設備等については新たな基準に合わせて設計を行っているのか。

○環境部長

基本的には基準を満たしていると考えて良いと思う。後から確認し、報告する。

○前田委員

基準が強化されたことにより、罰則規定も変わったのか。

○環境部長

本日改正された部分は民間施設の関係が多いと思う。市町村については別な規定があるので直接市に影響は無いと思う。この辺りも含め、後程報告する。

○前田委員

今回の改正は、民間の関係についてののみということか。

○環境部長

政省令が手元に無いので詳しいことは分からないが、市町村が設置するものも対象になるが、桃内の施設については補助の採択を受ける基準のなかで今回の改正点を先取りしているので、基準は確保されていると考えている。

○ 前田委員

ダイオキシン類測定分析結果について

広く住民に知らせるべきと省令ではなっているが、どのような方法で周知しているのか。

○ (環境)管理課長

廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の作成及び閲覧ということで法改正されており、焼却施設や最終処分場の設置者は当該施設の維持管理に伴う測定結果等を記録し、生活環境の保全等利害関係を有するものの求めに応じ閲覧させることとなった。

方法としては閲覧なので、市役所に設置し、関係人の求めに応じて閲覧させるということになるかと思う。

○ 前田委員

従来の情報公開と同じ考え方で良いのか。

○ (環境)管理課長

これは閲覧なので、都市計画の関係で行うようなものと同じである。

○ 前田委員

市役所だけで行うのではなく付近住民が閲覧しやすいように、清掃センターでも閲覧できるようにすべきではないのか。

○ (環境)管理課長

検討したい。

○ 前田委員

市道落の下通線の改良工事について

この内容を示せ。

○ (環境)副参事

全延長で約 2,000 m のうち、去年は 500 m、今年度は 700 m 行う予定である。

幅員については 8 m に拡幅するものである。

○ 前田委員

用地買収はないのか。

○ (環境)副参事

現状が狭いので、拡幅にあたっては買収も必要になってくる。今年度から用地対策室で行っていくと聞いている。

○ 前田委員

今年度 700 m の工事を行うのに、これから用地買収に入るのか。

○ (環境)副参事

用地の関係については昨年から引き続き行っており、どこからどの程度購入するかはある程度把握している。件数も 10 件前後であり、そんなに交渉は難しくないものと考えている。

一部、交渉に時間がかかっても、一気に 700 m の工事を行うわけではないので並行して進めていきたい。

○ 前田委員

交渉が順調に進まなかった場合はどうするのか。

○ (環境)副参事

地先の人の了解を得て進めているので、そうした問題は出ないと考えている。

もし、出た場合は誠意をもって交渉し、早期に解決したいと思うが、いまのところそうした問題は出ないと考えている。

○ 前田委員

地域住民のなかには、立ち木や庭木に対する補償等がなかなか具体化しないと心配している人もいる。

工事が始まっているのにまだ、用地買収を行っているというのは遅すぎるのではないか。

○環境部長

土木部で対応しているので、断片的に聞いている話では、用地交渉にあたり楽観している訳ではなく、ある程度見通しがある中で時間を要している部分もあるので、その辺り土木部と十分協議していきたいと思う。

最終的に施設が完成するまでには支障の無いように進めていきたい。

○前田委員

道路改良により、地先の人の土地と高低差ができ、不利益を被る人もいようだが、そうした人達との話し合いは行っているのか。

○(環境)副参事

この道路勾配は5%程度になるかと思う。

こうしたときは、工事担当課と地先の人が十分打ち合わせをして行っていると思う。

○前田委員

地形の変化を心配している人もいるので相談にのってあげてほしい。

110番通報について

最近、小樽からかけても札幌につながるという話を聞くが、いつからこうなったのか。

○交通安全対策課長

携帯電話でかけたときには、札幌につながるという話は聞いたことがある。

○前田委員

普通の電話での話である。不便だという苦情は聞いたことがあるか。

○交通安全対策課長

緊急時には不便であると思うが、私自身は直接苦情は聞いたことが無い。

○前田委員

110番通報は年間何件くらいあるのか。

○交通安全対策課長

把握していない。

○前田委員

緊急時には大変な問題であり、市民は不安であると思う。

このことについてはどう考えているのか。

○市民部長

石狩市に近い銭函ではこうしたケースがあるとは聞いたことがあるが、市内からかけて札幌につながるとは初めて聞いた。

全市的に起こっているとは考えにくく、市としてもそうした話は把握していない。

今後、N T Tや警察に今の話をし、事実関係を確認し、事実であれば対応を要請していきたい。

○前田委員

新光町十字街のバス停留所について

ここは終点になっているため数台のバスが待機していることがあるが、道路が狭いため危険であると以前から指摘している。

その後、関係者の話し合いで改善の方向に向かっているが、1町内会が反対しているため改善に至っていないと聞く。

交通事故が起きてからでは遅いので、今年の冬までには解決するよう、市としても積極的に調整にあたって欲しいがどうか。

○総合サービスセンター所長

新光町十字街のバス停における時間調整の停車については以前から指摘されており、中央バス、停留所を利用している町会等と話し合いを進めてきた。

中央バスもできれば待機場所を別の場所にしたいといっているが、利用している住民の町会で役員会を開き協議した結果、不便になるので町会としては反対するという返事がきている。

事情は説明したが、理解が得られなかったので、今後、また機会を見て話していきたい。

○前田委員

努力は理解するが、中央バスでも自動車学校前で待機できるように準備もできているという。

バス停が無くなるわけではないので、事情を説明し、理解してもらうよう努力して欲しい。

○委員長

質疑終結。

休 憩 午後 4 時 4 4 分

再 開 午後 6 時 0 5 分

○委員長

これより一括討論に入る。

○阿部委員

日本共産党を代表し、請願第93号、継続審査中の請願・陳情のうち全会一致のもの以外は願意妥当であり、採択を主張する討論を行う。

請願第93号は請願趣旨に「子どもの病気はまったなし。お金の心配をしないで、いつでもどこでも無料でお医者さんに診てもらえたら安心である」と子育て真っ最中の母親の切実な願いがある。

ある歯科医師も乳幼児から小学校までの子どもの歯は、成長が始まる大切な時期で、家庭での管理にも限界があるといっている。

若い夫婦が子供を持たない理由の一つとして、「医療を含む育児にお金がかかる」というのが5割を超えている。

少子化が進む本市としては、安心して子を生み育てる環境をつくることが、人口減少に歯止めをかける一つの手段になると思うので採択を主張する。

○委員長

討論を終結し、順次採決を行う。

採決の結果、請願第56号、第57号、第59号、第62号、第63号、第77号ないし第79号、第83号、第88号第1項目及び第2項目、第93号、陳情第5号ないし第7号、第18号、第27号、第29号、第34号、第44号、第47号、第48号、第55号、第56号、第60号、第61号、第63号、第64号についてはいずれも賛成多数により継続審査と決定した。

次に、議案第6号については原案可決と、陳情第36号、第74号については採択と、陳情第70号については継続審査といずれも全会一致で決定した。

散会宣告。